

【聞き取り結果】

1. 請求者

● 審査請求書を提出するに至った経緯

6月25日の議会運営委員会の審議中に、山内書記が奥村議員へ注意をされたが、何があったのか、その場ではわからなかった。

6月29日の議会運営委員会で城處議員から問題提起があった。

7月4日城處議員からの問題提起を受けて、議長、議会運営委員長、事務局書記が奥村議員に聞き取りを実施。城處議員から問題提起があった事実は認められた。

7月10日、8月8日、8月21日の議会運営委員会で今後の対応を検討。

事実に対し、奥村議員の行為に問題なしとの意見はなかった。

処分及び政治倫理基準違反について、議会運営委員会には決定権がないため、審査請求をするに至った。

【質疑】

Q：山内書記の注意後、議会運営委員会はそのまま議事が進んでいったのか。

A：そのまま進んでいった。

Q：奥村議員の行為によって、議論の内容は変わったのか。

A：変わらなかった。

Q：政治倫理基準のどれに該当するとして審査請求をされたのか。

A：議会運営委員会では、審査できないため、整理をしていない。政治倫理基準のいずれかに抵触するおそれがあるため、審査請求をした。

Q：政治倫理基準のどれに該当するか曖昧で政治倫理審査に関する特別委員会を立ち上げていいのか。

A：議会運営委員会では、城處議員、事務局が書類を作成し、きちんと審議して決定している。

Q：政治倫理に関する特別委員会を立ち上げなくてもいいという意見はなかったか。

A：議会運営委員会に処分内容を決める決定権はなく、奥村議員の行為に対して、問題ないという認識はなかった。政治倫理に関する特別委員会を立ち上げることに賛同していただいた。

Q：山内書記が注意をした後に、問題が起こったと認識したのか。

A：そのとおりである。

2. 対象議員

① 何の目的でどのようなことを行ったのか。

議長名で発出する市長宛ての回答書中の一行について、削除したほうがよいということ成田議員に伝えるため、スマートフォンを使って、赤書きで丸をつけた文書を写真に撮ってLINEで送信したが、成田議員は気が付かなかったため、その資料を成田議員の机の上に置いた。

② 不適切な行為という認識はなかったのか。

その時は不適切な行為という認識はなかった。また、自分が委員でないという認識は

なかった。

傍聴者という認識もなかった。

③ 自身の取られた行為により、成田議員の発言に影響があったと考えるか。

LINE で撮影した文書を送付したが、成田議員はスマートフォンを持参していなかったため、文書を渡した。発言には影響はなかった。

④ ジェスチャーによる指示はどんな指示であったか。

ジェスチャーをした記憶はない。

⑤ 自身が傍聴者だという認識はあったのか。

傍聴者ではなく、委員という認識であった。

⑥ 議事妨害に該当するという認識はあったのか。

議事妨害になるという認識はなかった。

⑦ 弁明はあるか。

傍聴人の立場については、過去の会議録を見ると副議長は出席委員の欄に名前があったため、委員という認識であった。

スマートフォンの持ち込みについては、令和2年度に議論されたと記憶しているが、議会運営委員会と広報広聴研究会は持ち込んでもよいと認識していた。

スマートフォンがタブレット端末等に含まれていないことについては、認識違いであった。会議中に分からない言葉があるとスマートフォンで調べていた。

LINE で送信したことは、申し合わせで禁止事項になっているため、自分に非があった。

【質疑】

Q：議長は発言が許可されているので、議長に相談しなかったのか。

A：今となってはそのとおりだと思うが、目の前に同じ会派の委員がいたため、相談しなかった。

Q：副議長は議長を補佐することが最大の目的だが、それをどう思われていたのか。議会の代表者という意識はあったのか。

A：本来は、議長の補佐であり委員ではない。副議長の発言は許されないことが申し合わせに記載されていないため、委員の一人と思っていた。

Q：副議長は発言を認められないので、委員外議員の発言と同様に扱えばよいのではないか。なぜそうされなかったのか。

A：もともと発言するつもりはなかった。副議長は議長の補佐で発言できない立場であり、委員外議員とは違うと思っている。

Q：自身の行為に対し、悪いという認識はあったのか。

A：その時はなかった。今は良くなかったと思っている。LINE で送信する行為や撮影する行為は駄目だとわかった。

Q：議会運営委員会を混乱させる認識はなかったのか。

A：そのようなつもりはなかった。議長名で市長に出す文書をよりよくする思いでその行為に及んだ。

Q：どのようなことを行ったのか、詳細に教えていただきたい。

A：6月25日の議会運営委員会において、市長からの質問状に対する回答（案）について「9月議会までに議会において議論いたします。」となっていた。昨年、同様の質問状の回答をしたときは、そのような文言はなかったため、不要だと思い、スマートフォンで写真を撮ってLINEで成田議員に送付したが、気がつかなかったため、綴じてある資料を外し、赤ペンでその「一文を削除しては」と書いてその紙を成田議員の机上に差し出した。

3. 関係者

(1) 成田議員

① 奥村議員からどんな行為があったのか。

ペーパーを渡された。

② 奥村議員の行為により、議会運営委員会において自身の発言に影響はあったのか。

なかった。

【質疑】

Q：奥村議員の行為に嫌がらせとか強制とか圧力を感じたか。

A：そういうものは一切なかった。

Q：奥村議員がペーパーを出したことは違反と思ったのか。受け取ったときにどのように感じられたのか。

A：違反という認識はなかった。ペーパーを見たときに、何とも思わなかったため、スルーした。自分の物足りない部分を補足しようとしてくれていた。

Q：ペーパーの内容について、確認はされたのか。

A：確認してスルーした。

Q：仮に奥村議員からの文書に同意していた場合、メモにあるような発言をしたのか。

A：悪いこととは全く認識していないので、そのように発言していたと思う。その時の状況として、あえてこの一文を削除する必要はないと判断した。

Q：ハラスメントに該当するかどうかに関係するが、普段からの信頼関係についてはどうか。普段からの成田議員と奥村議員との関係性はどのようなか。

A：非常に良好な関係である。日頃から圧迫感を受けるとか、強制されるということはない。信頼をしている。

(2) 山内議会事務局書記

① 奥村議員のどのような行為を見て、どのように注意をしたのか。

自席から奥村議員は見えないが、事務局職員から奥村議員がスマートフォンを使用しているとの知らせがあり、席を立ち、使用していることを確認したため、スマートフォンは使えないと注意をした。

② 注意をした際、奥村議員の様子はどのようなであったか。

議会運営委員会なので、スマートフォンの使用は禁止されていないのではないかと言われた。

【質疑】

Q：奥村議員に議会運営委員会でスマートフォンの使用は認められていると言われたとき、どのように対応されたのか。

A：強く言われたので、自席に戻り、規定を確認した。議会運営委員会の委員であってもスマートフォンの使用はできないため、注意は間違っていなかったと確認した。奥村議員のその後の動きはないように見えたため、そのまま何もしなかった。

Q：その後、奥村議員が成田議員に資料を渡す行為があったが、その時は何もしなかったのか。

A：資料を渡す行為は見えていない。

Q：スマートフォンの使用についての注意だったのか。

A：そのとおりである。

Q：スマートフォンで写真を撮り、LINEで送信したのは誰が確認したのか。

A（葉狩委員長）：目撃者多数だったので、後日、奥村議員に聞き取りをし、その事実が判明した。

(3) 仙石議長

① 奥村議員の行為は、不適切な行為との認識はなかったのか。

奥村議員の横に座っていたが、何をしているのかほとんど認識はなかった。山内書記が来て注意していることは知っていたが、委員会の議事に没頭していたため、奥村議員の行為は理解していなかった。

② 奥村議員が事務局書記から注意されたとき、どのような対応をされたのか。

なぜ山内書記が奥村議員のところへ来ているのかわからなかった。

【質疑】

Q：奥村議員がペーパーを成田議員に渡したことも知らなかったのか。

A：後から聞いてわかった。

Q：奥村議員の聞き取りで、何があったのかわかったのか。

A：奥村議員の聞き取りで初めて知った。

Q：奥村議員はいつもスマートフォンを持参している認識がなかったのか。

A：以前からスマートフォンを持参していることは認識していたが、何をしているのかは知らなかった。

Q：メモを渡したことについて、奥村議員から議長へ相談はなかったのか。

A：相談はなかった。文書の修正について、奥村議員からの問い合わせはなかった。